

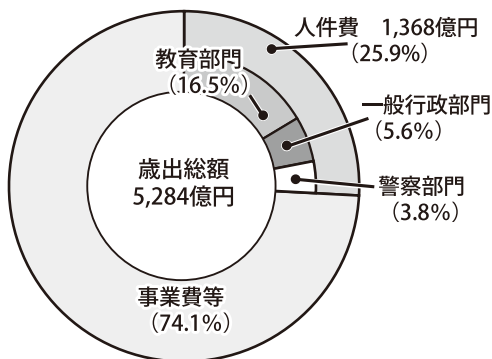
県職員の給与などのあらまし

県には、福祉、医療、土木、教育、警察など県民生活にかかわるさまざまな仕事に携わる職員がおり、その給与は条例で定められています。県職員の給与などについて一層のご理解をいただくため、そのあらましをご紹介します。

人件費の状況

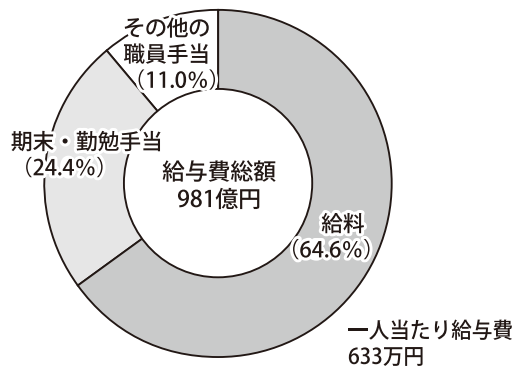
本県の平成26年度決算では、人件費は歳出総額の25.9%にあたる1,368億円となりました。その内訳は、小中学校と高等学校などの教育関係職員分が16.5% (869億円)、一般行政関係職員分が5.6% (298億円)、警察関係職員分が3.8% (201億円)となっています。

人件費の状況 (部門別) (平成26年度決算)



※人件費には、共済費負担金、退職手当および特別職の給料・報酬等を含みます

人件費のうち職員給与費の状況 (平成27年度一般会計3月補正後予算)



※その他の職員手当には、退職手当は含みません

給与決定の仕組み

地方公務員法では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
- 生計費を考慮すること
- 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
- 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定められています。

今年度は、月給(給料月額、諸手当)を0.28%、期末・勤勉手当(ボーナス)の支給割合を0.1月分引き上げる改定を行っています。

平均給料月額・初任給の状況

代表的な職種別の平均給料月額と平均年齢は、表1のとおりです。また、職種別の初任給と学歴・経験年数別の平均給料月額は、表2のとおりです。

表1 平均給料月額および平均年齢の状況 (各年4月1日現在)

区分	平均給料月額			平均年齢	
	平成27年	平成26年	増減額	平成27年	平成26年
一般行政職	323,800円	323,700円	100円	42歳1月	42歳2月
警察職	316,100円	318,300円	▲2,200円	39歳4月	39歳10月
高等学校教育職	387,700円	389,700円	▲2,000円	45歳8月	45歳9月
小中学校教育職	368,000円	370,100円	▲2,100円	44歳1月	44歳5月

表2 初任給および学歴・経験年数別平均給料月額の状況 (平成27年4月1日現在) (単位:円)

区分	初任給	経験年数				
		経験10年	経験20年	経験25年	経験30年	
大卒	一般行政職	177,500	269,400	373,000	387,500	406,100
	警察職	203,400	279,200	394,700	414,800	416,600
	高等学校教育職	198,800	322,300	407,900	427,500	440,100
	小中学校教育職	198,800	315,700	395,000	415,000	426,600
高卒	一般行政職	145,300	219,300	309,100	360,000	377,100
	警察職	167,500	248,300	311,800	397,000	413,000

給料表

職員の給料は、行政職や研究職などその職務に応じた9種類の給料表で、それぞれの職務と責任の度合いに応じて定められています。

このうち行政職給料表適用者(3,435人)の級別職員数と代表的な職名は、表3のとおりです。

表3 行政職給料表適用者の級別職員数の状況 (平成27年4月1日現在)

級	代表的な職名	職員数(人)	構成比(%)
9	本庁の部局長	20	0.58
8	本庁各部の統括的業務を掌理する部局次長	7	0.20
7	本庁の部局次長、本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長	53	1.54
6	本庁の課長	185	5.39
5	本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長補佐	958	27.89
4	本庁の課長補佐、本庁の重要な業務を分掌する係長	740	21.54
3	本庁の係長、主任主事・主任技師	679	19.77
2	主事・技師	440	12.81
1	主事・技師	353	10.28
計		3,435	100.00

職員手当

職員には給料のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを支給しています。

このうち期末・勤勉手当は、年間4.20月分を支給しており、手当額算定の基礎となる給料等の額に職制上の段階、職務の級等に応じた加算措置があります。

退職手当は、勤続年数や退職の理由に応じた基本額に、職務・職責に応じた調整額を加えた額を支給しています。基本額の支給割合は、国と同じで、勤続20年の場合の自己都合退職は20.445月分、定年退職の場合の最高限度は、勤続35年以上で49.59月分です。

特別職の給料・報酬等

特別職の給料や報酬の月額、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定められています。

主な特別職の給料・報酬月額は、平成6年7月から

知事=130万円、副知事=102万円、議長=91万円、副議長=86万円、議員=78万円となっています。このほか年間3.15月分の期末手当を支給しています。

職員数の状況

より簡素で効率的・機動的な執行体制をつくるための定員管理に取り組んでいます。

平成23年3月に策定した「石川県行財政改革大綱2011」に基づいた取り組みにより、知事部局の職員数を平成23年度から平成27年度までの5年間で150人程度削減することとし、平成27年度に目標を達成しました。

職員数の状況は、表4のとおりです。

表4 部門別職員数の状況(各年4月1日現在) (単位:人)

区分	職員数			主な増減理由	
	平成27年	平成26年	増減数		
一般行政部門	総務・企画等	770	758	12	新幹線用地対策業務等
	保健・福祉	685	695	△10	指定管理者制度の推進等
	商工・労働	297	300	△3	公社外郭団体等からの職員引揚げ等
	農水・土木	1,418	1,442	△24	公社外郭団体等からの職員引揚げ等
	小計	3,170	3,195	△25	
教育部門	9,114	9,180	△66	学級数の減	
警察部門	2,304	2,287	17	警察官の増員等	
公営企業等部門	病院	1,114	1,068	46	看護体制の充実等
	その他	69	66	3	欠員補充
小計	1,183	1,134	49		
合計	15,771	15,796	△25		

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤の職員を除いたものです。

お問い合わせ (給与) 人事課 ☎076(225)1253
(職員数) 行政経営課 ☎076(225)1246